

開催日時　令和2年12月23日（水曜日）
午前10時［開場：午前9時30分］

開催場所　福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡8階　彩雲の間

決議事項
第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役6名選任の件
第3号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第4号議案　取締役に対する退職慰労金制度導入に代わる株式報酬制度に係る報酬決定の件
第5号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入に係る報酬決定の件

第32回 定時株主総会 招集ご通知

目　次

●株主の皆さまへ……1
●事業概況 ……2
●事業の内容 ……3
●第32回定時株主総会招集ご通知 ……4
●株主総会参考書類……8
●事業報告 …… 22
●計算書類 …… 38
●監査報告書 …… 40
●ご参考 …… 44
●株主総会会場のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申しあげます。
株主総会のお土産や商品展示ブースの設置はございませんのであらかじめご了承くださいますよう、お願い申しあげます。

新日本製薬

企業理念

経営理念 -Mission-

お客さまには最高の満足と信頼を
社員には幸せと未来への夢を
私たちは社会に貢献する企業として
限りなく幅広い発展をめざします

ビジョン -Vision-

世界中の人々の健やかで
心豊かな暮らしを創造します

バリュー -Value-

感動創造
creating inspiration

コーポレートメッセージ

未来をつくる、新しいをつくろう。



ロゴマークに込めた想い

社名の頭文字を基調とした「S」には、SATISFACTION－最高の顧客満足－を実現させたいという想いを込めています。 また、コーポレートカラーである「赤色」は、理念の実現に向けたバリューである「感動創造」への熱い情熱と使命感を表しています。さらに、ビジョンである“世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしの創造”という想いを、地球と同じラインを使って表現しています。

株主の皆さまへ



新日本製薬 株式会社
代表取締役社長
後藤孝洋

“One to One health & beauty-care.”の領域で グローバル企業をめざして

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申しあげます。
はじめに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申しあげるとともに、罹患されている方々が1日も早く回復されますよう心よりお祈り申しあげます。

当社は、「世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしを創造します」というビジョンのもと、培ってきたマーケティング力とデータベースを商品開発やサービス開発に活用するとともに、国内外でチャネルを問わずお客さまへ快適なライフスタイルを提案し、お客さまの最高の満足を追求しています。

当期は、令和元年10月に実施された消費税率引き上げに伴う個人消費の落ち込みに加え、新型コロナウイルス感染症の流行による経済活動の停滞や個人消費の悪化等、大変厳しい経営環境となりました。そのような環境下でも、当社は成長戦略の実現に向け、これまでに培ってきたデータベースマーケティングのノウハウと通信販売チャネルの強みを活かし、各種施策を推進した結果、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益はいずれも前年を上回りました。

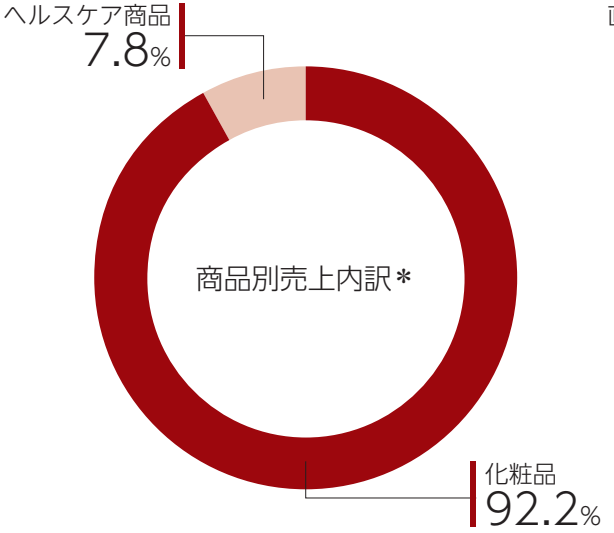
また、当社は株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題であることを常に認識し、将来の事業成長のための投資と健全な財務体質を維持するために必要な内部留保を確保したうえで、継続的かつ安定的に利益配分を行う基本方針のもと、当期は配当性向の引き上げや自己株式の取得、株主優待制度の拡充を実施いたしました。

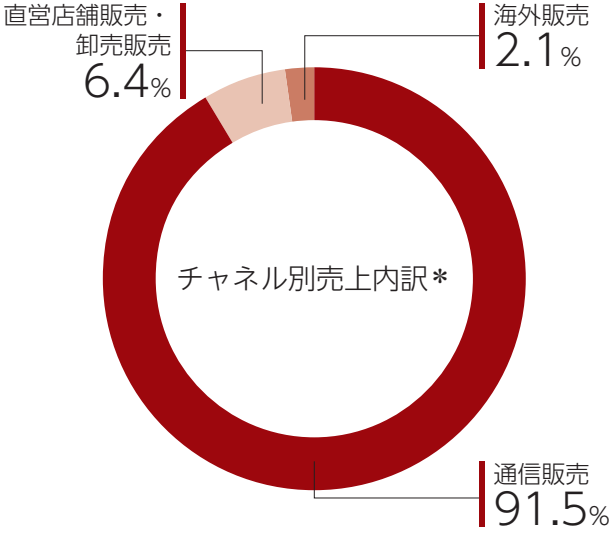
今後も経営理念の実現と100年繁栄し続けるグローバル企業をめざし、新たな価値を創造し続ける会社として、無限の可能性に挑戦を続けてまいります。

事業概況

当社は「世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしを創造します」というビジョンを掲げ、その実現に向け、「One to One health & beauty-care.」という事業領域において、化粧品、健康食品及び医薬品の商品開発、販売を行っております。当社は、上記のビジョンに基づき、お客さまが抱える美と健康に関するお悩みにお応えすることをめざし、通信販売を主軸に各販売チャネルを通じて事業を展開しております。また、コールセンターのコミュニケーターや直営店舗のビューティーアドバイザーは、お客さまのニーズやお悩みに合わせ、お客さま一人ひとりに合った商品のご提案とさまざまなサポートを行っております。お客さまとの取引の中で、お電話やオンラインショップでお客さまから直接いただいた生の声や商品購入実績等の情報は、当社のデータベースに蓄積し、厳正に管理しております。当社では、それらの情報を活かしながら、お客さまのニーズや嗜好にマッチした商品開発、サービス提供を行っております。

当社の取扱商品は化粧品、及びヘルスケア商品（健康食品・医薬品）、販売チャネルは通信販売、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売で構成されております。
商品別売上内訳、チャネル別売上内訳は以下のとおりであります。





*令和2年9月期実績

事業の内容

当社の化粧品は、ブランド名「ＰＥＲＦＥＣＴ ＯＮＥ」として、オールインワン美容液ジェル、化粧水、クレンジング、洗顔等をシンプルスキンケア商品として展開しております。主力のパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズは、化粧水・乳液・クリーム・美容液・パック・化粧下地・ネッククリームの最大7役を1品で果たすシンプルスキンケア商品として、現在では機能や使用感の異なるタイプをラインナップし、販売しております。また、栄養バランス・生活習慣を整えて、お客さまの健やかな毎日をサポートするために、健康食品や医薬品を展開しております。



化粧品の主なラインナップ



ヘルスケア商品の主なラインナップ

通信販売では、広告等を見てお問い合わせいただいた方々に対し、コールセンターのコミュニケーターが注文を受けるとともに、美容と健康に関するお悩みのカウンセリングと商品の提案を行っております。各商品は時間と場所を選ばずご利用いただけるオンラインショップでの販売も行っております。
直営店舗販売・卸売販売においては、化粧品及び健康食品を百貨店やショッピングセンターへ出店している直営店舗での対面型販売、GMS*やバラエティショップ、販売代理店への卸売販売を通じて、全国のお客さまへ販売しております。
海外では、台湾市場で通信販売、香港市場で店舗販売、中国市場及びベトナム市場で越境EC、タイ市場及びシンガポール市場で店舗販売を展開しております。



コールセンターの業務風景



オンラインショップのイメージ



取扱店（卸売販売）のイメージ



台湾のパーフェクトワンショップ

＊General Merchandise Store（総合スーパー）

証券コード４９３１
令和２年12月３日

株　主　各　位

福岡市中央区大手門一丁目４番７号
新日本製薬株式会社
代表取締役社長　後　藤　孝　洋

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止にむけて、株主の皆さまの安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせいただきたく存じます。書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使することができますので、令和２年12月22日（火曜日）午後5時50分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時	令和２年12月23日（水曜日）午前10時　（受付開始：午前９時30分）
2. 場　　所	福岡市中央区天神二丁目２番43号 ソラリア西鉄ホテル福岡　８階　彩雲の間
3. 目 的 事 項	
報 告 事 項	第32期（令和元年10月１日から令和２年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項	
第１号議案	剰余金処分の件
第２号議案	取締役６名選任の件
第３号議案	役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第４号議案	取締役に対する退職慰労金制度に代わる株式報酬制度導入に係る報酬決定の件
第５号議案	取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入に係る報酬決定の件

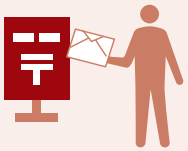
以　上

お願い

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
■事業報告：業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
株式会社の支配に関する基本方針
■計算書類：株主資本等変動計算書
個別注記表
・本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

以下の3つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和2年12月22日（火曜日）
午後5時50分必着



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和2年12月22日（火曜日）
午後5時50分



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

令和2年12月23日（水曜日）
午前10時

・書面（郵送）又はインターネットにより複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として取り扱います。なお、書面（郵送）とインターネットによる議決権行使が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

■本年は感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使を強くご推奨申しあげます。なお、当日の様子は、後日当社ウェブサイトに動画を掲載させていただく予定です。
当社ウェブサイト　https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/

■感染予防のため、会場内の座席間隔を広げることから、座席数に限りがございます。そのため、ご来場者数が座席数を上回るときは入場制限を行わせていただくことがございます。

■ご来場の株主様には、体調確認や検温にご協力いただく場合がございます。また、体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

■ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。

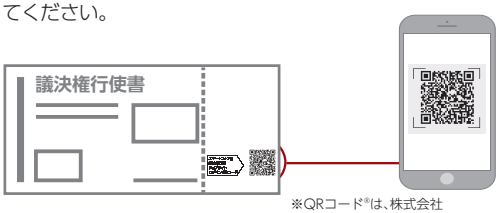
■本総会においては、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮し、議場での詳細な説明は省略させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

1 「スマート行使」へアクセスする

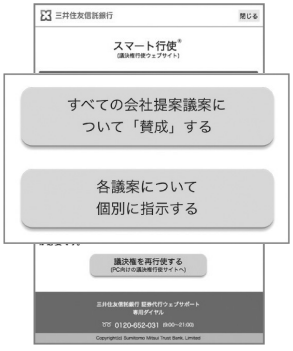
同封の議決権行使書用紙に記載された**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**を読み取ってください。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

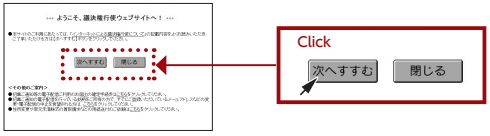


QRコードを用いたログインは初回の議決権行使に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「議決権行使コード・パスワード入力」による方法をご確認ください。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

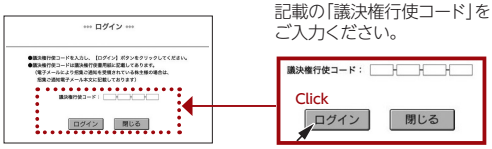
1 議決権行使サイトへアクセスする

https://www.web54.net



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイトhttps://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120－652－031（受付時間 9：00～21：00）

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開のための投資と健全な財務体質を維持するために必要な内部留保を確保した上で、配当性向30％をベースに継続的かつ安定的に業績に応じた利益配分を行うことを基本としております。

（１）配当財産の種類
金銭

（２）配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金30円00銭
配当総額　642,634,800円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
令和２年12月24日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役６名を選任いたしたく、その承認をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況 取締役在任年数
1 再任	後藤（ご とう）孝洋（たか ひろ）	代表取締役社長	100%（17回/17回） 15年
2 再任	福原（ふく はら）光佳（みつ よし）	常務取締役	100%（17回/17回） ４年
3 再任	羽鳥（は とり）成一郎（せい いち ろう）	取締役	100%（13回/13回） １年
4 再任	田上（た がみ）和宏（かず ひろ）	取締役	100%（13回/13回） １年
5 再任 社外 独立	柿尾（かき お）正之（まさ ゆき）	取締役（非常勤）	100%（17回/17回） ３年２か月
6 再任 社外 独立	村上（むら かみ）晴紀（はる き）	取締役（非常勤）	100%（13回/13回） １年

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．当事業年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
なお、羽鳥成一郎、田上和宏及び村上晴紀の各氏の取締役会への出席状況は、就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
３．柿尾正之及び村上晴紀の両氏は、社外取締役候補者であります。
４．当社は、柿尾正之氏及び村上晴紀氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
５．社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
責任限定契約の内容の概要
柿尾正之氏及び村上晴紀氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。本議案において両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
６．本議案の内容は、代表取締役及び２名の独立社外取締役を委員とする取締役会の任意の諮問機関である指名報酬諮問委員会の賛成の答申を受けた上で、取締役会において承認されたものであります。

候補者番号 1

後藤 孝洋（ごとう たかひろ）

昭和46年1月16日生

所有する当社株式の数
890,000株

再任

略歴、地位及び担当

平成 7 年 7 月	株式会社新日本リビング（現当社）入社
平成 10 年 9 月	当社部長
平成 17 年 12 月	当社代表取締役社長（現任）
平成 26 年 4 月	株式会社新日本ホールディングス（現当社）取締役
平成 28 年 3 月	株式会社新日本医薬（現当社）代表取締役社長

重要な兼職の状況
なし

取締役候補者とした理由
後藤孝洋氏は、当社経営理念として「お客さまには最高の満足と信頼を　社員には幸せと未来への夢を　私たちは社会に貢献する企業として　限りなく幅広い発展をめざします」を掲げ、当社の永続的な発展と企業価値の向上等において貢献してまいりました。今後も当社の成長及び企業価値の向上に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

福原 光佳（ふくはら みつよし）

昭和47年3月18日生

所有する当社株式の数
46,500株

再任

略歴、地位及び担当

平成 3 年 5 月	有限会社丸勘運輸入社
平成 6 年 5 月	株式会社コスミック（現 夢みつけ隊株式会社）入社
平成 17 年 5 月	株式会社ホット・コミュニケーション 取締役
平成 22 年 4 月	株式会社JIMOS入社
平成 25 年 4 月	当社入社
平成 25 年 4 月	当社ダイレクトマーケティング事業部次長
平成 26 年 4 月	当社マーケティング事業部次長
平成 27 年 4 月	当社通販事業本部部長
平成 28 年 10 月	当社通販事業部部長 兼 ビジネスプロモーション事業部部長
平成 28 年 12 月	当社取締役通販事業部部長
平成 31 年 2 月	当社取締役執行役員営業部部長
令和 元 年 12 月	当社常務取締役（現任）

重要な兼職の状況
なし

取締役候補者とした理由
福原光佳氏は、当社での通販事業モデルの再構築を主導し、当社の基幹事業である通販事業の成長、拡大を支えてまいりました。常務取締役就任後は、既存事業の発展、当社企業価値の向上にも貢献しており、今後も当社の成長及び企業価値の向上に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

再任

羽鳥 成一郎（はとり せいいちろう）

昭和29年６月25日生

所有する当社株式の数
ー株

略歴、地位及び担当

昭和 55年 ９月　エイボン・プロダクツ株式会社入社
平成 12年 ７月　日本ロレアル株式会社　百貨店向ブランド事業部長
平成 17年 ６月　エスエス製薬株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者
平成 23年 １月　エイボン・プロダクツ株式会社 代表取締役社長
平成 24年 ５月　Kowa Health Care America, Inc. CEO
平成 29年 ９月　Zeria USA,Inc. CEO
令和 元 年12月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況
なし

取締役候補者とした理由

羽鳥成一郎氏は、長年にわたり製薬・化粧品会社の経営や海外事業の立上げに携わってきた経験から、豊富で幅広い知見を有しており、これらの知見を活かし、当社のヘルスケアの新規事業を担っております。今後も当社の成長及び企業価値の向上に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

再任

田上 和宏（たがみ かずひろ）

昭和48年１月７日生

所有する当社株式の数
1,000株

略歴、地位及び担当

平成 ８ 年 ４月　日本電信電話株式会社入社
平成 12年 ４月　株式会社NTTドコモ入社
平成 19年 10月　日本アジア投資株式会社 シニアマネージャー
平成 20年 11月　株式会社イクヨ 非常勤取締役
平成 21年 ４月　エヌヴイ・コミュニケーションズ株式会社 非常勤取締役
平成 22年 ７月　株式会社イクヨ出向 常勤取締役
平成 23年 ９月　株式会社ドリームインキュベータ入社
平成 25年 10月　同社マネージャー
平成 27年 ９月　株式会社ボードウォーク出向 取締役COO
平成 27年 10月　株式会社ドリームインキュベータ シニアマネージャー
平成 30年 ５月　株式会社V・ファーレン長崎 執行役員
令和 元 年12月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況
なし

取締役候補者とした理由

田上和宏氏は、経営、事業投資、IT、デジタルを活用した事業に関する豊富な経験と知見を有しており、これらの知見を活かし、当社の財務基盤の強化、ガバナンスの強化を担っております。今後も当社の成長及び企業価値の向上に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

再任
社外
独立

柿尾正之（かきお まさゆき）

昭和29年５月９日生

所有する当社株式の数
ー株

略歴、地位及び担当

昭和 53年 ９月　株式会社サーク入社
昭和 61年 ４月　一般社団法人日本通信販売協会
（現 公益社団法人日本通信販売協会）入局
平成 14年 ５月　同協会理事・主幹研究員
平成 17年 ７月　日本ダイレクトマーケティング学会 理事（現任）
平成 28年 ７月　株式会社コアフォース 社外取締役（現任）
平成 28年 12月　合同会社柿尾正之事務所設立 代表社員（現任）
平成 29年 ４月　一般社団法人通販エキスパート協会 理事（現任）
平成 29年 ６月　株式会社ディーエムエス 社外取締役（現任）
平成 29年 10月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

合同会社柿尾正之事務所
代表社員

株式会社コアフォース
社外取締役

株式会社ディーエムエス
社外取締役

社外取締役候補者とした理由

柿尾正之氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有しており、長年にわたり通信販売分野、マーケティングにおいて豊富な見識と経験を有していることから、客観的かつ中立的な立場で当社の経営事項や事業戦略等への的確な助言、業務執行の監督をしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

再任
社外
独立

村上晴紀（むらかみ はるき）

昭和28年４月８日生

所有する当社株式の数
ー株

略歴、地位及び担当

昭和 52年 ４月　カネボウ化粧品株式会社入社
平成 11年 10月　鐘紡株式会社 化粧品宣伝グループ統括マネージャー
平成 13年 ４月　同社化粧品宣伝グループ統括マネージャー
兼 総合宣伝グループ統括マネージャー
平成 14年 ６月　同社化粧品広報宣伝室長 兼 総務・広報室副室長
平成 16年 ５月　株式会社カネボウ化粧品
マーケティング本部コミュニケーション室長
兼 コーポレートデザイングループ統括マネージャー
平成 16年 10月　株式会社ファンケル 執行役員マーケティング本部長
平成 20年 ６月　同社取締役執行役員健康食品カンパニー長
平成 23年 ６月　同社取締役常務執行役員
コーポレートコミュニケーション本部長
平成 25年 ３月　同社取締役常務執行役員ヘルスカンパニー長
平成 26年 ６月　同社顧問
令和 元年 12月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由

村上晴紀氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有しており、長年にわたり化粧品・健康食品の宣伝企画・ブランディングに携わってきた経験と豊富な見識を有していることから、客観的かつ中立的な立場で当社の経営事項や事業戦略等への的確な助言、業務執行の監督をしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

第３号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として令和２年11月17日開催の取締役会において、本議案及び次の第４号議案が承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これにより、第４号議案が原案通りに承認可決されることを条件として、重任予定の取締役後藤孝洋、福原光佳、羽鳥成一郎及び田上和宏並びに監査役善明啓一に対し、それぞれ本定時株主総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をすることにつきご承認をお願いいたします。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とした上で、その具体的な金額、支給の方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は第２号議案記載のとおりであり、監査役の当社における略歴は、以下のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
善　明　啓　一	平成 29 年 12月　当社常勤監査役（現任）

第４号議案　取締役に対する退職慰労金制度に代わる株式報酬制度導入に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成28年６月20日開催の第27回定時株主総会において、年額２億円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を図ることを目的とし、上記の報酬等の額並びに第３号議案及び第５号議案における報酬等とは別枠で、対象取締役に対し、役員退職慰労金制度に代わる株式報酬制度として当社の譲渡制限付普通株式を交付するリストリクテッド・ストック制度（以下「本RS制度」といいます。）を導入すること、及び上記譲渡制限付普通株式付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

具体的には、当社は各事業年度において、年額退職慰労金に代わる金額の金銭報酬債権（以下「現物出資対象金銭報酬債権」といいます。）を対象取締役に支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、対象取締役がその現物出資対象金銭報酬債権の全部を現物出資することにより、当社の普通株式を交付します。当社が本制度に基づき対象取締役に対して支給する現物出資対象金銭報酬債権の総額は、年額3,000万円以内とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内とします。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

本RS制度に基づく報酬等の支給は、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しており、その内容は相当であると考えております。

なお、対象取締役は、第２号議案を原案どおりご承認いただいた場合には、４名となります。

以上の当社の普通株式の発行又は処分に際しては、当社と対象取締役の間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。

(1) 本RS制度及び本割当契約の概要

本RS制度は、対象取締役に対し、対象取締役の役位に応じて決定される金額に相当する数の当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を交付する株式報酬制度であり、本割当契約において具体的な支給額や条件について各対象取締役と合意します。

(2) 譲渡制限

対象取締役は、５年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。ただし、譲渡制限期間については、当社の取締役会が、指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して決定するものとします。

(3) 無償取得

対象取締役が譲渡制限期間中に退任した場合又は法令若しくは当社の内部規程の違反等の一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を保持するために必要な無償取得事由（当社取締役会において定めます。）に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得することとします。

(4) 譲渡制限の解除

上記(2)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日より譲渡制限期間の開始日の属する事業年度の決算報告又は確定に係る定時株主総会の開催日までの期間（以下「本対象業務提供期間」といいます。）、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、上記(3)に定める無償取得事由に該当することなく、本対象業務提供期間が満了する前に退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(5) 残余株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(4)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(6) 組織再編の場合の処理

組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める一部の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成28年６月20日開催の第27回定時株主総会において、年額２億円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を図ることを目的とし、上記の報酬等の額並びに第３号議案及び第４号議案における報酬等とは別枠で、対象取締役に対し、新たに業績連動型株式報酬として当社普通株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

具体的には、当社は、下記にて定める算定方法により、対象期間（下記(1)にて定義します。）終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、対象取締役がその金銭報酬債権の全部を現物出資することで、当社株式を交付することになります（注1）。当社が本制度に基づき対象取締役全員に対して支給する金銭報酬債権の総額は、対象期間である３事業年度ごとに、当社普通株式60,000株に交付時株価（下記(2)にて定義します。）を乗じた額以内とします（注2）。

（注1）ただし、対象期間開始後、対象期間の最終事業年度の決算報告又は確定に係る定時株主総会の日（以下「権利確定日」といいます。）までに対象取締役が死亡により退任した場合、報酬の交付時期は、当該対象取締役の承継者となる相続人が交付手続を行った日より３か月以内とし、金銭報酬債権について現物出資は行われず、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して金銭のみを交付します。また、対象期間開始後、権利確定日までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限ります。）、当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式売渡請求（以下「組織再編等」といいます。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、報酬の交付時期は当該承認の日より30日以内とし、金銭報酬債権について現物出資は行われず、対象取締役に対して金銭のみを交付します。

（注2）当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下、株式の分割の記載につき同じ。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整されます。

本制度に基づく報酬等の支給は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しており、その内容は相当であると考えております。
なお、対象取締役は、第２号議案を原案どおりご承認いただいた場合には、４名となります。

(1) 本制度の概要

本制度は、連続する３事業年度を業績評価期間（以下「対象期間」といいます。なお、当初の対象期間は、令和３年９月期（自　令和２年10月１日　至　令和３年９月30日）から令和５年９月期（自　令和４年10月１日　至　令和５年９月30日）までとし、令和６年９月期（自　令和５年10月１日　至　令和６年９月30日）以降も連続する３事業年度ごとを対象期間として、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を継続することを予定しております。）として設定し、対象期間全体及び各事業年度の当社業績等の数値目標を当社取締役会において設定した上で、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社普通株式を、対象取締役に対し、対象期間終了後に交付する業績連動型の株式報酬制度です。

本制度は、上記数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を交付するものですので、本制度の導入時点においては、当社普通株式を交付するか否か及び交付される株式の数は確定しておりません。

(2) 対象取締役に支給する当社普通株式の数及び当該株式取得に係る金銭報酬債権の額の算定方法

対象取締役に対して支給されることとなる金銭報酬債権の額については、本制度により対象取締役に対して交付する株式数（以下「交付基準株式数」といいます。）（注3）に交付時株価（注4）を乗じることにより算定されます。

（注3）「交付基準株式数」とは、本制度により対象取締役に対して支給する報酬の基準となる株式数をいい、詳細は後述します。
（注4）「交付時株価」とは、対象期間の最終事業年度の決算報告又は確定に係る定時株主総会終了後２か月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を指します。対象期間開始後、権利確定日までに対象取締役が死亡により退任した場合、交付時株価ではなく、当該対象取締役の退任日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じることになります。また、対象期間開始後、権利確定日までに、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、交付時株価ではなく、当該承認の日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じることになります。

本制度において、交付基準株式数は、対象期間中の事業年度ごとに、当該事業年度終了後に確定するユニット数の合計数に、対象期間全体につき当該対象期間終了後に確定するユニット数を加算した数であります。事業年度ごとのユニット数は、①対象取締役の当該事業年度開始日（ただし、当該事業年度中に新たに当社の取締役に就任する対象取締役については、当該就任日）における役位の分類別に定められる標準支給報酬額（以下「標準支給報酬額」といいます。）を、基準株価（以下にて定義します。）で除して算出される、標準支給報酬額に基づくユニット数に、②業績達成率に応じた支給率、及び③定性評価倍率を乗じて算出される数とします（注5）。

ただし、対象取締役全員分の交付基準株式数の合計の上限は、対象期間ごとに、当社普通株式60,000株とします。交付基準株式数の対象取締役全員分の合計が上記上限数を超える場合、各対象取締役の交付基準株式数は、当該上限数に、対象取締役全員の交付基準株式数の合計に対して当該対象取締役の交付基準株式数が占める割合を乗じて得られた数とします。

（注5）ただし、計算の結果１ユニット未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。

具体的には、以下の算定式に従って算定いたします。また、本議案が承認された日以降、当社普通株式の株式分割又は併合が行われた場合その他以下の算定項目の調整が必要な事由が生じた場合には、必要な項目を合理的な範囲で調整いたします。

（交付基準株式数の算定式）

交付基準株式数
＝　対象期間中の事業年度ごとに当該事業年度終了後に確定するユニット数の合計数
（連続する３事業年度分）
＋
対象期間の全体につき当該対象期間終了後に確定するユニット数

（事業年度ごとに確定するユニット数の算定式）

各事業年度のユニット数
＝　標準支給報酬額に基づくユニット数（①）×各事業年度の業績達成率に応じた支給率（②）×定性評価倍率（③）

（対象期間の全体につき確定するユニット数の算定式）

対象期間全体のユニット数
＝　標準支給報酬額に基づくユニット数（①）の対象期間内各事業年度の平均値
×対象期間全体の業績達成率に応じた支給率（②）×定性評価倍率（③）

①　標準支給報酬額に基づくユニット数

$$\text{標準支給報酬額に基づくユニット数} = \frac{\text{標準支給報酬額（ⅰ）}}{\text{基準株価（ⅱ）}}$$

（ⅰ）標準支給報酬額
各対象取締役の役位を考慮して、当社取締役会において決定します。

（ⅱ）基準株価

基準株価は、対象期間の最初の取引日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を指します。

② 業績達成率に応じた支給率

業績達成率に応じた支給率は、対象期間中の各事業年度又は対象期間全体の、当社全体及び個人別の売上高や営業利益等の目標達成度に応じて、当社取締役会において定める方法により、△100%から400%（年率）の範囲で算定されます。

③ 定性評価倍率

定性評価倍率は、組織の評価、人財育成、将来への貢献その他の評価項目に沿って、当社取締役会において決定します。

(3) 対象取締役に対する本制度に基づく報酬の支給の条件

対象取締役が、株式報酬制度としての趣旨を保持するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定めます。）に該当した場合には、当該対象取締役に対して本制度に基づいて金銭報酬債権は支給されず、従って当社株式も交付されません。

以　上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げ前の駆け込み需要による反動の影響と消費増税による個人消費の落ち込みが残る中、新型コロナウイルス感染症の流行により、経済活動の停滞や個人消費の悪化などの大きな影響を受けました。世界的にも感染拡大収束の見通しは立っておらず、国内外の景気の先行きは不透明な状況となっております。

このような市場環境のもと、当事業年度におきましては、消費税率引き上げに伴う前事業年度への売上前倒しによる反動の影響と消費増税後の消費マインドの低下や購買志向の変化による影響に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う直営店舗販売・卸売販売及び海外販売における影響があったものの、化粧品を中心に販売拡大に取り組み、前年比増収となりました。

通信販売においては、主力商品であるパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズの販売が堅調に推移したことに加え、オールインワンジェルと併用可能な季節限定商品の販売が好調に推移し、また国内EC販売における新規顧客の獲得施策や外部ECモールへの積極的な広告投資により国内EC売上が好調に推移したことで、売上高は前年を上回る結果となりました。

直営店舗・卸売販売においては、バラエティショップやGMS（※１）を中心に取扱店舗数の増加や売り場の拡大施策に継続的に取り組んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による店舗の臨時休業や外出自粛による客数の減少により、売上高は前年を下回る結果となりました。

海外販売においては、第１四半期累計期間において中国を中心に売上高が好調に推移していた中、第２四半期累計期間において新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中国国内の物流停止や中国向け輸出の延期等が生じたことで、販売活動が一部影響を受けましたが、海外EC販売の伸長により売上高は前年を大きく上回る結果となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は33,728百万円（前事業年度比0.5％増）、営業利益は3,329百万円（前事業年度比16.2％増）、経常利益は3,295百万円（前事業年度比16.5％増）、当期純利益は2,122百万円（前事業年度比16.3％増）となりました。

なお、当社の事業セグメントは化粧品、ヘルスケアに関わる商品の通信販売、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売でありますが、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売の全セグメ

ントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

当事業年度末における総資産は19,956百万円となり、前事業年度末に比べ1,380百万円増加となりました。これは主に、現金及び預金の増加1,695百万円、有形固定資産の増加157百万円及び無形固定資産の減少182百万円等によるものであります。

負債は5,688百万円となり、前事業年度末に比べ128百万円減少となりました。これは主に、未払法人税等の減少217百万円、長期借入金の返済173百万円及び買掛金の増加93百万円等によるものであります。

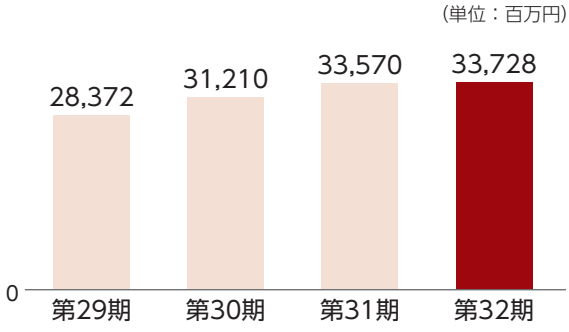
純資産は14,267百万円となり、前事業年度末に比べ1,508百万円増加となりました。これは主に、当期純利益の計上2,122百万円、配当金の支払いによる減少378百万円及び自社株式の取得による減少299百万円によるものであります。

※1　General Merchandise Store（総合スーパー）

売上高

33,728百万円

（前年比 ＋0.5%）



経常利益

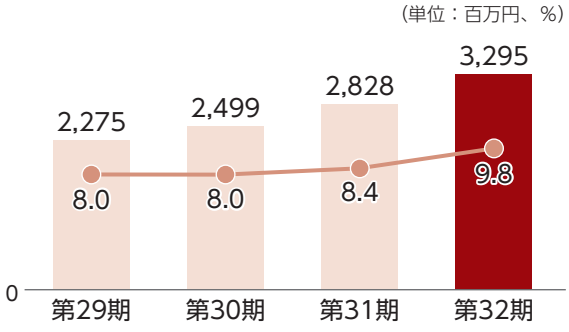
3,295百万円

（前年比 ＋16.5%）

経常利益率

9.8%

（前年比 ＋1.4pt）



(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において当社が実施いたしました設備投資等の総額は348百万円(無形固定資産を含む)であり、その主なものは東京オフィス移転に伴う投資184百万円、基幹システムの改修に伴う投資43百万円、サーバー設備に関する投資42百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区　分	第29期 (平成29年９月期)	第30期 (平成30年９月期)	第31期 (令和元年９月期)	第32期 (当事業年度) (令和２年９月期)
売上高　(百万円)	28,372	31,210	33,570	**33,728**
経常利益　(百万円)	2,275	2,499	2,828	**3,295**
当期純利益　(百万円)	1,477	1,751	1,824	**2,122**
１株当たり当期純利益　(円)	147.69	174.46	113.99	**98.50**
総資産　(百万円)	8,560	9,491	18,575	**19,956**
純資産　(百万円)	2,685	4,191	12,758	**14,267**
１株当たり純資産額　(円)	261.97	409.58	590.37	**662.97**

(注) １．当社は、平成29年９月１日付で普通株式１株につき250株の株式分割、平成31年３月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。そこで、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

２．第30期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を早期適用したため、第29期については、遡及適用後の数値を記載しております。

(5) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

① ブランド及び商品の開発

当社は、パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズの販売を中心に事業を展開しており、当社の主力商品となっております。平成18年の発売から14年間、多様化する女性の生き方を応援するスキンケアとして、時代に合わせて改良を重ね、現在では機能の異なる６タイプ（一部店舗のみで取り扱う商品を含む）をラインナップしております。今後は、パーフェクトワンブランドに続く第二、第三の柱となるブランドや商品の開発とその育成が課題と認識しているため、新たな世代をターゲットにしたスキンケア、ヘルスケア商品及びブランドの開発に向けた研究開発や商品開発に継続的に取り組んでおります。

② 新規顧客の開拓

当社は今後の業績拡大に向けて、当社が展開するブランド及び商品を新たに購入いただける新規顧客を獲得していくことが課題と認識しております。そのために当社では、マスメディア(テレビインフォマーシャル、新聞広告、インターネット広告等)を活用した新規顧客獲得に継続的に取り組むと同時に、SNS等の新たなメディアを活用した新規顧客獲得に取り組んでおります。

③ リピート顧客の継続利用の促進

当社は、既存のお客さまだけでなく、幅広い年齢層の方や男性等、より多くの方々に当社の商品をご利用いただくための販売促進を行っております。このような方々にリピート顧客として、当社のブランド及び商品を継続利用していただくことが課題と認識しております。そのために当社では、毎月指定された日に定期的に商品をお届けする定期購入サービスの導入、累計購入金額に応じてステージアップするステージ制度の導入やシステム強化による販促効率の向上等、リピート顧客の継続的な獲得に向けた取り組みを進めており、また、アプリを活用した新たなデジタルコミュニケーションの開発に取り組んでおります。

④ 販売チャネルの拡大

当社は、通信販売（自社オンラインショップでの販売も含む）をはじめ、直営店舗販売、卸売販売、海外販売等、より多くのお客さまにご利用いただくため、販売チャネルの拡大を図ってまいりました。今後も、当社商品をお求めいただける環境を作り続けることが課題と認識しており、各販売チャネルの拡大に積極的に取り組んでまいります。具体的には、ECについて、新たな媒体や売り方の開発を進めております。また、海外展開について、既存の進出エリア以外への市場ニーズや動向を把握するための調査及びテストマーケティングを実施しております。

⑤ 新規事業の創出と確立

当社は、今後の継続的な成長を実現するために、これまでに培ってきたデータベースマーケティングのノウハウと商品企画力を活用し、新たな事業を開発、成功させることが課題と認識しております。

⑥ 人財の確保、育成

当社は、経営理念(MISSION)に続くビジョン(VISION)、バリュー(VALUE)を経営の基本方針の柱として事業活動を行っております。今後の継続的な成長を実現するにあたり、人財の確保及び育成を重要な課題と認識しております。そのために当社では、福利厚生制度の充実や職場環境の改善に取り組み、全ての社員が経営理念に基づく事業活動を実践するために、研修等を開催し、人財の育成に取り組んでおります。

(7) 主要な事業内容（令和２年９月30日現在）

当社は「世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしを創造します」というビジョンを掲げ、その実現に向け、「One to One health & beauty-care.」という事業領域において、化粧品、健康食品及び医薬品の商品開発、販売を行っております。当社は、上記のビジョンに基づき、お客さまが抱える美と健康に関するお悩みにお応えすることをめざし、通信販売を主軸に各販売チャネルを通じて事業を展開しております。また、コールセンターのコミュニケーターや直営店舗のビューティーアドバイザーは、お客さまのニーズやお悩みに合わせ、お客さま一人ひとりに合った商品のご提案と様々なサポートを行っております。お客さまとの取引の中で、お電話やオンラインショップでお客さまから直接頂いた生の声や商品購入実績等の情報は、当社のデータベースに蓄積し、厳正に管理しています。当社では、それらの情報を活かしながら、お客さまのニーズや嗜好にマッチした商品開発、サービス提供を行っています。

販売チャネルごとの取扱商品や事業内容は以下のとおりであります。

① 販売チャネル

（a）通信販売

スキンケア、ベースメイク、ヘアケア等の化粧品、健康食品及び医薬品を通信販売で国内の個人のお客さまへ販売しております。テレビや新聞、雑誌等のメディアへ出稿している広告等を見てお問い合わせいただいた方々に対し、自社及び外部委託をしているコールセンターのコミュニケーターが注文を受けるとともに、コールセンターより商品の提案と様々なサポートを行っております。通信販売では、お客さまに商品を長くご利用いただくために「お買いものサービス」を提案しております。同サービスの中でも、「定期購入サービス」は、ご注文いただいた商品を定期的に販売するサービスで、累計購入金額に応じて設定されるステージごとに、定期購入割引価格にて商品を販売しております。

化粧品、健康食品及び医薬品の各商品は、お電話だけでなく、時間と場所を選ばずご利用いただけるオンラインショップでの販売も行っております。ご注文いただいた商品は、物流センターで梱包・出荷を行い、全国のお客さまへお届けしております。

（b）直営店舗販売・卸売販売

化粧品及び健康食品を百貨店やショッピングセンターへ出店している直営店舗での対面型販売、GMS(※１)やバラエティショップ、販売代理店への卸売販売を通じて、全国のお客さまへ販売しております。全国の直営店舗では、専門のビューティーアドバイザーが専用のアプリケーションを使用して、肌診断やカウンセリングを実施し、お客さまのお悩みに合わせた商品の提案を行っております。

（c）海外販売

海外販売については、平成28年に台湾市場で通信販売を開始いたしました。その後、香港市場での店舗販売、中国市場での越境EC、タイ市場及びシンガポール市場での店舗販売へと拡大し、令和２年６月からはベトナム市場への展開を開始しております。海外販売は、海外代理店を通じて、店舗やEC等にて販売しております。

※１ General Merchandise Store（総合スーパー）

② 取扱商品

当社が取り扱っている主な商品及びブランドは、次のとおりです。

（a）化粧品

化粧品は、平成12年に基礎化粧品の通信販売を開始し、平成18年５月にオールインワン化粧品「ラフィネ パーフェクトワン」の販売を開始いたしました。現在、当社の基礎化粧品はブランド名を「ＰＥＲＦＥＣＴ ＯＮＥ」へ、リブランディングし、オールインワン美容液ジェル、化粧水、クレンジング・洗顔等をシンプルスキンケア商品として展開しております。化粧品については、当社で企画立案を行い、製造委託会社にて製品化し、物流センターから全国のお客さまへ出荷しております。また、直営店舗や取扱店でも販売しております。

主力のパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズは、化粧水・乳液・クリーム・美容液・パック・化粧下地・ネッククリームの最大７役を１品で果たすシンプルスキンケア商品として、現在では機能や使用感の異なるタイプをラインナップし、販売しております。

（b）ヘルスケア

栄養バランス・生活習慣を整えて、お客さまの健やかな毎日をサポートするために、健康食品や医薬品を展開しております。ヘルスケア商品についても、化粧品と同様に、当社にて商品の企画を行い、製造委託会社にて製品化し、物流センターから全国のお客さまへ出荷しております。

健康食品の朝イチスッキリ！シリーズでは、人々の健康志向が高まる中、日頃の野菜不足が気になる方のために、朝１杯の青汁で栄養バランスをサポートする栄養機能食品「朝イチスッキリ！青汁サラダプラス」を販売しております。また、膝の動きの改善をサポートする機能性表示食品「ロコアタックEX」、L-カルニチンと体感系サポート成分フォ

ースリーンなどをバランスよく配合し、ダイエット時の栄養補給をサポートする「カルニチンクィーン」等の商品を販売しております。医薬品では、からだの内側から肌を整えて、イボ・肌あれに有効なハトムギの種子ヨクイニンから成分を抽出し、飲みやすい錠剤にした「新日本製薬の生薬 ヨクイニンエキス錠SH」等の商品を販売しております。

(8) 主要な営業所（令和２年９月30日現在）

名　　称	所　在　地
本社	福岡県福岡市中央区大手門１丁目４－７
東京オフィス	東京都千代田区丸の内２丁目４－１　丸の内ビルディング16階
物流センター	福岡県福岡市博多区吉塚８丁目５－75
吉塚オフィス	福岡県福岡市博多区吉塚８丁目７－11

(9) 従業員の状況（令和２年９月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
330名	24名減	36.6歳	6.4年

（注）従業員数には臨時従業員（嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（令和２年９月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	784百万円
株式会社西日本シティ銀行	151百万円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（令和２年９月30日現在）

（1）発行可能株式総数　80,000,000株
（2）発行済株式の総数　21,611,300株
（3）株主数　6,426名
（4）大株主

株主名	持株数	持株比率（%）
山田 英二郎	5,405,000 株	25.23
山田 恵美	3,760,000 株	17.55
株式会社ラプリス	3,054,000 株	14.26
公益財団法人新日本先進医療研究財団	2,186,000 株	10.20
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,473,200 株	6.88
後藤 孝洋	890,000 株	4.15
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	435,000 株	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	389,600 株	1.82
QUINTET PRIVATE BANK(EUROPE) S.A.107704	246,600 株	1.15
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	197,700 株	0.92

（注）当社は自己株式190,140株を保有しており、持株比率は保有する自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項（令和２年９月30日現在）

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

令和元年12月20日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない

② 新株予約権の行使価額　　１株につき１円

③ 新株予約権の行使条件

a．新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。

b．新株予約権者の権利行使可能な新株予約権の個数の上限は以下のとおりとする。なお、それぞれ計算の結果１個未満の数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（a）令和３年10月１日から令和４年９月30日まで
割り当てられた新株予約権の数に30％を乗じた数

（b）令和４年10月１日から令和５年９月30日まで
割り当てられた新株予約権の数に60％を乗じた数
ただし（a）に定める数を含むものとする

（c）令和５年10月１日以降
割り当てられた新株予約権の数に100％を乗じた数
ただし（a）（b）に定める数を含むものとする

c．新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合は、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間　　令和３年10月１日から令和７年９月30日まで

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	858個	普通株式　85,800株	３名

(2) 当事業年度中に当社の使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

令和元年12月20日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない

② 新株予約権の行使価額　　１株につき１円

③ 新株予約権の行使条件

a．新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。

b．新株予約権者の権利行使可能な新株予約権の個数の上限は以下のとおりとする。なお、それぞれ計算の結果１個未満の数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（a）令和３年10月１日から令和４年９月30日まで
割り当てられた新株予約権の数に30％を乗じた数

（b）令和４年10月１日から令和５年９月30日まで
割り当てられた新株予約権の数に60％を乗じた数
ただし（a）に定める数を含むものとする

（c）令和５年10月１日以降：
割り当てられた新株予約権の数に100％を乗じた数
ただし（a）（b）に定める数を含むものとする

c．新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合は、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間　　令和３年10月１日から令和７年９月30日まで

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	1,021個	普通株式　102,100株	57名

4 会社役員に関する事項（令和２年９月30日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	後　藤　孝　洋	
常務取締役	福　原　光　佳	Health and Beauty事業部門管掌 Health and Beauty事業部部長
取締役	羽　鳥　成一郎	スマートヘルスケア事業部門管掌
取締役	田　上　和　宏	管理部門管掌 財務経理部部長
取締役	柿　尾　正　之	合同会社柿尾正之事務所　代表社員 株式会社コアフォース　社外取締役 株式会社ディーエムエス　社外取締役
取締役	村　上　晴　紀	
常勤監査役	善　明　啓　一	
監査役	田　邊　　俊	田邊法律事務所　代表弁護士
監査役	中　西　裕　二	中西裕二公認会計士事務所　代表 中西裕二税理士事務所　代表 株式会社エクスプレオ　代表取締役

（注）１．取締役柿尾正之氏及び村上晴紀氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
２．常勤監査役善明啓一氏、監査役田邊俊氏及び中西裕二氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
３．監査役中西裕二氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	6（2）名	155（9）百万円
監査役（うち社外監査役）	3（3）名	24（24）百万円
合　計	9（5）名	179（34）百万円

（注）1．取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で承認されたそれぞれの報酬限度額（取締役年額200百万円、監査役年額50百万円）の範囲内において決定しております。
2．上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額18百万円（取締役16百万円、監査役１百万円）を含んでおります。
3．上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役33百万円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役柿尾正之氏は、合同会社柿尾正之事務所の代表社員、株式会社コアフォースの社外取締役、株式会社ディーエムエスの社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

監査役田邊俊氏は、田邊法律事務所の代表弁護士であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

監査役中西裕二氏は、中西裕二公認会計士事務所・中西裕二税理士事務所の代表、株式会社エクスプレオの代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取　締　役	柿　尾　正　之	当事業年度開催の取締役会17回中17回に出席し、通信販売分野に関する豊富な経験と専門的見地から、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
取　締　役	村　上　晴　紀	社外取締役就任後開催の取締役会13回中13回に出席し、化粧品・健康食品分野に関する豊富な経験と専門的見地から、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
監　査　役	善　明　啓　一	当事業年度開催の取締役会17回中17回に出席し、企業経営に関する豊富な実務経験と全社型の品質管理に従事した豊富な経験と専門的見地から、適宜発言するなど、その役割を果たしております。 また、当事業年度開催の監査役会19回中19回に出席し、適宜必要な発言を行っております。
監　査　役	田　邊　　俊	当事業年度開催の取締役会17回中17回に出席し、弁護士の立場から企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、適宜発言するなど、その役割を果たしております。 また、当事業年度開催の監査役会19回中19回に出席し、適宜必要な発言を行っております。
監　査　役	中　西　裕　二	当事業年度開催の取締役会17回中15回に出席し、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的見地から、適宜発言するなど、その役割を果たしております。 また、当事業年度開催の監査役会19回中17回に出席し、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況（令和２年９月30日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

（注）１．会計監査人の監査報酬等については、会計監査人により提示される監査計画の内容をもとに、監査日数等の妥当性を勘案し、監査役会の同意の上、取締役会で協議しております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
３．当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「新収益認識会計基準に関するアドバイザリー業務」を委託し、その対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、会計監査人との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

貸借対照表（令和２年９月30日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**16,211**	**流動負債**	**4,474**
現金及び預金	12,271	買掛金	509
売掛金	2,607	１年内返済予定の長期借入金	173
商品	1,058	未払金	2,342
貯蔵品	135	未払費用	187
前払費用	189	未払法人税等	631
その他	26	前受金	2
貸倒引当金	△76	預り金	6
固定資産	**3,744**	賞与引当金	189
有形固定資産	**2,297**	ポイント引当金	173
建物	1,321	返品調整引当金	34
構築物	10	その他	224
機械及び装置	4	**固定負債**	**1,214**
車両運搬具	5	長期借入金	762
工具、器具及び備品	316	退職給付引当金	159
土地	639	役員退職慰労引当金	168
無形固定資産	**470**	資産除去債務	121
ソフトウエア	444	その他	1
その他	26	**負債合計**	**5,688**
投資その他の資産	**975**	**純資産の部**	
投資有価証券	432	**株主資本**	**14,201**
長期前払費用	5	**資本金**	**3,826**
繰延税金資産	399	**資本剰余金**	**3,817**
その他	204	資本準備金	3,611
投資損失引当金	△65	その他資本剰余金	206
		利益剰余金	**6,857**
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	6,806
		繰越利益剰余金	6,806
		自己株式	**△299**
		新株予約権	**65**
		純資産合計	**14,267**
資産合計	**19,956**	**負債・純資産合計**	**19,956**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（令和元年10月１日から令和２年９月30日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**33,728**
売上原価		**5,110**
売上総利益		**28,617**
返品調整引当金戻入額		5
差引売上総利益		**28,622**
販売費及び一般管理費		**25,293**
営業利益		**3,329**
営業外収益		
受取配当金	19	
受取ロイヤリティー	5	
受取賃貸料	11	
助成金収入	9	
その他	4	51
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	4	
投資有価証券評価損	78	
その他	0	85
経常利益		**3,295**
特別損失		
固定資産除却損	11	
減損損失	37	
投資損失引当金繰入額	65	115
税引前当期純利益		**3,180**
法人税、住民税及び事業税	1,072	
法人税等調整額	△14	1,057
当期純利益		**2,122**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

令和２年11月10日

新日本製薬 株式会社
　取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人トーマツ
福　岡　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮本　芳樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　只隈　洋一　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、新日本製薬株式会社の令和元年10月１日から令和２年９月30日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、令和元年10月１日から令和２年９月30日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和２年11月17日

新日本製薬株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　善　明　啓　一　㊞

監査役（社外監査役）　田　邊　　俊　㊞

監査役（社外監査役）　中　西　裕　二　㊞

以　上

ご参考

TOPICS



パーフェクトワンは、「進化するシンプル」をコンセプトにコラーゲンとテクスチャーにこだわり、無理なく、スマートに、心地よく使えるスキンケアブランドです。2006年に販売を開始してから約14年。主力製品のオールインワン美容液ジェルシリーズは、累計販売個数6,000万個※2を突破し、オールインワンスキンケア市場において2016年－2019年の4年連続で国内売上No.1※1を獲得。多くのお客さまにご支持いただいております。

※1 富士経済「化粧品マーケティング要覧2017/2018/2019/2020」（モイスチャー部門およびオールインワン部門／メーカー、ブランドシェア 2016/2017/2018/2019実績）
※2 パーフェクトワン オールインワンジェルシリーズ累計販売実績2006年5月～2020年8月（ラフィネ パーフェクトワンシリーズ含む）

パーフェクトワンのベトナムでの展開を開始



2020年6月から、東南アジアを代表するECモールである「Lazada（ラザダ）ベトナム」や「Shopee（ショッピー）」をはじめとするオンラインチャネルを中心に、ベトナムでの展開をはじめました。今後もパーフェクトワンのグローバルスタンダードブランドに向けた成長をさらに加速させてまいります。

日本初※1登場 ビタミンPPを配合したパーフェクトワン 薬用リンクルストレッチジェル発売



パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズから待望の新商品を発売。コラーゲン産生を促進し、真皮ジワを改善すると同時に美白※2ケアもできる薬用オールインワンジェルです。今回、新たにネッククリームの機能も追加いたしました。

※1 日本で初めて有効成分ビタミンPPを配合した薬用化粧品を発売（2020年8月時点 新日本製薬調べ）
※2 メラニンの生成を抑え、シミ・ソバカスを防ぐ

アフターコロナの新たな時代に向け、自律したヘルスケアを支える「スマートヘルスケア事業」を開始



2020年10月、“Evidence”（ドクター監修による確かな品質の商品）、“Smart Life”（自律的でスマートな価値観と行動）、“Smart Tech”（身体と効果の見える化）を価値とする「スマートヘルスケア事業」を立ち上げました。第一弾として、お客さまの“Smart Life”をテーマとし、美しく健康な毎日に欠かせないタンパク質を夜に摂取する重要性に着目した、効率的な身体づくりのための「美活プロテイン」を新発売いたしました。今後も、新たな製品やサービスを順次展開してまいります。

世界初、コラーゲンとビタミンCを結合させたオリジナル原料「VCコラーゲン」を開発、特許を取得

コラーゲンが持つ保湿作用とビタミンCが持つ抗酸化作用に加え、一般的なコラーゲン原料と比較して、約5倍※1のコラーゲン産生促進作用を持つ、機能性コラーゲン原料「VCコラーゲン」の開発に成功。2020年7月には特許を取得いたしました。今後化粧品分野で活用し事業推進を行うとともに、機能性の高いコラーゲン原料の研究開発を継続してまいります。



※1 自社にて細胞を用いた評価を実施

機能性表示食品「Wの健康青汁」、新たに内臓脂肪の減少サポート効果を追加し新発売



「Wの健康青汁」は関与成分であるエラグ酸とGABAを配合した機能性表示食品です。エラグ酸は肥満気味の方の体脂肪、内臓脂肪、血中中性脂肪、体重、ウエスト周囲径の減少をサポートし、GABAには高めの血圧を下げる機能があることが報告されています。4種の国産青汁素材をバランス良くブレンドし、口当たりがさらっとした、クセのない抹茶風味のスッキリとした味わいです。

株主総会会場のご案内

福岡市中央区天神二丁目２番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡8階（彩雲の間）



ご案内

- 株主総会会場へはソラリアプラザビル1階より、エレベーターにてお越しください。
- 当日は、専用駐車場の用意はございません。公共交通機関をご利用下さいますようお願い申しあげます。
- 地下からのホテルへの入口は、ご来場の時間によりご利用いただけない場合がございます。

● 交通のご案内

西鉄電車でお越しの場合

西鉄福岡(天神)駅中央口から連絡口(2、3F)

地下鉄でお越しの場合

市営地下鉄空港線天神駅 ▶ 6番出口から徒歩4分
市営地下鉄七隈線天神南駅 ▶ 3番出口から徒歩4分

JRでお越しの場合

JR博多駅 ▶ 市営地下鉄空港線 天神駅下車徒歩5分
▶ 天神行き西鉄路線バス(100円区間)

高速バスでお越しの場合

西鉄天神高速バスターミナル ▶ 降車場出入口から連絡口(4、5F)

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK
この印刷物は、環境にやさしい植物油インクを使用しています。
printed with vegetable oil ink

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。